

兵庫県建築物安全安心実施計画〔第8次〕 概要

I 計画策定の背景・目的

- 阪神・淡路大震災において施工不良や法令違反が原因とみられる建築物の被害が発生
 - これを教訓に建築基準法が改正（平成10年）
 - 中間検査制度の導入
 - 建築確認・検査の民間開放 等
- 改正法の制度を実効あるものとするため、平成11年に兵庫県建築物安全安心推進協議会を設立し、兵庫県建築物安全安心実施計画を策定
- 以降、計画を随時見直ししながら、協議会として建築物の安全性確保のための取組を推進（これまで第7次計画まで策定）

環境の
取り巻く
変化

- ・確認検査業務における指定確認検査機関のシェアが大幅増
 - 特定行政庁の業務・役割の中心が監督行政へと移行
- ・建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正
 - 省エネ性能の向上を図る対策など社会情勢に対応した制度の見直し

国土交通省の技術的助言を踏まえ、第8次計画を引き続き建築行政マネジメント計画としても位置付け、特定行政庁及び関係機関・関係団体の連携・協力により、建築物の安全性確保を図るための取組を一層推進する。

II 計画の実施期間

本計画の実施期間は令和8年度から令和12年度までとする。

IV これまでの取組に係る現状と課題

1 完了検査率の維持・向上

完了検査率は継続的に9割を超える高い水準を保っているが、工事完了後も検査申請手続がなされていないものが依然としてある。

2 依然として発生する違反建築物に伴う事件・事故の発生等

違反建築物はいまだ後を絶たず、法令違反の建築物における重大事件・事故が発生しており、法定仕様への不適合事案の続発などの影響により、違反建築物への社会的関心は高まっている。

3 既存建築物の定期報告・維持管理の状況

定期報告の報告率は高い水準で推移しているが、維持管理が不適切な建築物や既存不適格の建築物の法不適合箇所が事故の要因になるため、不適合箇所の解消を図る必要がある。

4 特定行政庁に一層求められる指導・監督・調整能力

確認検査業務における指定確認検査機関のシェアが高くなった一方、特定行政庁では、技術力の継承や人材確保も継続的な課題となる中、建築物に関わる関係者に対する指導・監督・調整の役割が一層求められており、中長期的視点で職員の育成等に取り組む必要がある。

5 建築確認手続の円滑化・迅速化

令和4年の建築基準法等の改正により、審査件数等の増加が見込まれるが、新たな審査内容に対応しつつ、手続の円滑化・迅速化を図るため、各機関相互の連携・調整を引き続き行う。

III 計画の公表・見直し

- 本計画に掲げた施策・目標を社会に広く周知し、県ホームページで公表する。
- 施策の実施状況や目標の達成状況を毎年度取りまとめ、検証を行い、県ホームページで公表するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

V 計画の基本的方向・目標

1 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が連携し、令和4年の建築基準法等の改正による審査業務の増加を踏まえ、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するとともに、施工段階における違反建築物の発生を防ぐため、必要な取組を行う。

目標	・迅速かつ適確な確認審査の徹底 ・完了検査率の向上
----	------------------------------

2 違反建築物対策の徹底

法令違反の建築物、昇降機等における事件・事故が後を絶たないことを踏まえ、警察、消防、労働等の関係機関、建設業許可等の関係部局と連携し、違反建築物の是正に向けた取組を強力に推進する。

目標	・違反建築防止パトロールの徹底 ・違法設置エレベーターの安全対策の徹底
----	--

3 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

建築物の適切な維持管理のため、定期報告制度の適確な運用を徹底する。また、既存建築物の有効活用を促進するとともに、既存不適格建築物の適切な改修の促進を図る。

目標	・定期報告率の向上 ・定期報告のオンライン利用の促進 ・既存建築物の利用促進
----	--

4 消費者への適切な対応

県民への建築物に係るきめ細かなサポートが必要であることから、消費者への適切な情報提供、相談対応を行うことができるよう、引き続き体制の充実強化に努める。

目標	・安全・安心に関する情報の周知徹底
----	-------------------

5 事故・災害時の迅速かつ適確な対応

建築物等に係る重大事故や自然災害による甚大な被害の発生、南海トラフ地震等の発生の切迫性などに鑑み、事故・災害発生時の迅速かつ適確な対応に向けた環境整備に取り組む。

目標	・事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取組の実施 ・被災建築物応急危険度判定士等の育成
----	---

6 計画推進のための環境整備

特定行政庁では、建築物の安全性確保のための指導・監督・調整能力が最大限に発揮できるよう、また、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関では、審査等を適確に行えるよう、職員の育成、デジタル化の推進等により執行体制の確保・向上に取り組む。

目標	・建築基準適合判定資格者の確保 ・確認申請等の電子化の推進
----	----------------------------------

VI 推進すべき施策

- 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底
- 工事監理業務の適正化とその徹底
- 中間検査及び完了検査の徹底
- 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底
- 特定行政庁と指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関・登録建築物エネルギー消費性能判定機関等との適切な連携

- 違反建築物対策の徹底
 - ・関係機関・関係部局との連携強化
 - ・パトロールの実施による監視強化
- 違法設置エレベーターの安全対策の徹底
 - ・事業者等に対する法令についての周知徹底
 - ・違法設置エレベーターへの立入検査、是正指導

- 定期報告制度の適確な運用
 - ・定期報告書で是正が必要とされた建築物等への指導
 - ・定期報告書の未提出者に対する督促、指導
 - ・定期報告のオンライン利用の推進
- 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用
 - ・既存建築ストックの有効活用への支援
 - ・既存建築物の現況調査ガイドラインの周知

- 消費者への適切な情報提供と相談対応
 - ・住宅・建築に関する法制度・諸規制についての普及啓発
 - ・住宅・建築に関する相談体制の整備と消費生活センターとの連携
 - ・住宅改修業者の登録・公表の実施

- 迅速かつ適確な事故対応
 - ・関係機関の連携による情報把握及び事故再発防止対策の実施
- 迅速かつ適確な災害対応
 - ・被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備・効率化の推進
 - ・被災宅地危険度判定体制の整備

- 特定行政庁等の執行体制の構築・強化
 - ・職員研修等による人材育成
 - ・建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保
- 特定行政庁と関係機関・関係団体との連携等による業務執行体制の強化
 - ・「県内特定行政庁等連絡会議」を通じた業務執行体制の強化
 - ・確認申請等の電子化の推進